社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふくい

2023 10・11月号

12月1日から受付開始! 冬の施設利用補助券

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」
再度のお申し込みもできるようになりました!

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

令和6年10月からの社会保険適用拡大

シリーズ 出産・育児にまつわる年金のはなし Vol.1

新発見! 再発見!

Discover ふくい

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は"福井らしい魅力"があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎号お届けします。

撮影地などの詳細は裏表紙へ!

職場内で回覧しましょう

郵便でお申し込みください！

冬の施設利用補助券 申し込み受付は12月1日から!!

会員事業主様をはじめ被保険者とそのご家族の皆様に、協会の福利厚生事業として、今年の冬も下記の施設がご利用いただけます。
皆様からのお申し込みをお待ちしています。

❶ けんこうの湯（冬季）利用補助券

協会利用補助　500円／人

●利用期間　12月16日㊏～2月29日㊍
●対象施設
- ふくい健康の森「健康の森温泉」（福井市）
- 法恩寺温泉「ささゆり」（スキージャム勝山・勝山市）
- 今庄365温泉「やすらぎ」（南越前町）
- 渓流温泉「冠荘」（池田町）
- ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」（敦賀市）
- 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」（敦賀市）
- 御食国若狭おばま「濱の湯」（小浜市）

発行予定枚数 10,000枚

❷ スキーリフト券 利用補助券

協会利用補助　500円／人

●利用期間　12月16日㊏～2月29日㊍
●対象施設
- スキージャム勝山（勝山市）
- 福井和泉スキー場（大野市）
- 九頭竜スキー場（大野市）
- 新保ファミリースキー場（池田町）
- 今庄365スキー場（南越前町）

発行予定枚数 6,500枚

❸ アイススケート 利用補助券

協会利用補助　500円／人

●利用期間　12月16日㊏～2月29日㊍
●対象施設
- ニューサンピア敦賀 アイスアリーナ（敦賀市）

発行予定枚数 5,500枚

必ず郵便でお申し込みください！

12月1日㊎の消印から有効！

※電話・FAXでの申し込み受付は行っておりません。

※施設側の理由により、利用できない場合がありますので、事前のご確認をお願いします。

申込方法

12月1日㊎から申込書ダウンロード開始！

❶ 当協会ホームページから申込書をダウンロード
事業案内＞福利厚生事業＞各種補助券の発行＞「けんこうの湯（冬季）利用補助券」または「スキーリフト券」または「アイススケート」＞お申込はコチラ

❷ 返信用封筒の同封をお願いします。
御社住所を記入し、切手（右表参照）を貼った返信用封筒を同封し申込書とともに郵送願います。
（12月1日㊎の消印から有効）
送付先：「福井県社会保険協会」
（〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階）

注意！
- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 令和5年度の協会費が未納の事業所様はご利用できません。

●上限枚数（被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数）
「けんこうの湯（冬季）」「スキーリフト券」「アイススケート」それぞれの上限枚数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
1~3人	3枚	20~29人	20枚	70~99人	48枚
4~9人	8枚	30~49人	30枚	100~199人	60枚
10~19人	15枚	50~69人	42枚	200~299人	80枚
				300人以上	100枚

●貼付をお願いする返信用切手料金

合計枚数	切手料金	合計枚数	切手料金
20枚まで	84円	150枚まで	210円
40枚まで	94円	300枚まで	250円
110枚まで	140円		

※返信用封筒は定形（長形3号 120mm×235mm）をご利用ください。

お問い合わせ　一般財団法人 福井県社会保険協会　0776（53）8016　福井県社会保険協会　検索

令和5年度にご利用いただいた会員事業所様も、再度のお申し込みをいただくことができるようになりました。ぜひ、ご利用ください。

TOKYO Disney RESORT® Corporate Program

東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム会員の皆さまへ

「コーポレートプログラム利用券」を使って、40周年のパークをお得に楽しもう!

「コーポレートプログラム利用券」は、パークチケットがお得に購入できるものです。
笑顔、ワクワク、みんなの色とりどりの夢が広がる40周年の東京ディズニーリゾートが皆さまをお待ちしています!お早めにご検討ください!
(利用券については、各企業・団体様の福利厚生窓口でご確認ください)

コーポレートプログラムでは、次の特典を実施中!
会員様ならご利用できるお得な特典です。

2023年度 特典

①「東京ディズニーセレブレーションホテル®」が10%割引で宿泊できます!

②「東京ディズニーリゾート アンコール!ザ・モーメンツ展」の入場券が割引になります!

※①および②の特典には、それぞれパスワードが必要です。パスワードは、各企業・団体様の福利厚生窓口にお問い合わせください。

利用券の利用方法 および 特典の詳細はこちら

コーポレートプログラム利用者専用サイト

東京ディズニーリゾート40周年 “ドリームゴーラウンド”

2023年4月15日~2024年3月31日

みんなの夢や笑顔がパーク中に広がり、40周年の祝祭を華やかに彩ります。
ディズニーの仲間たちやキャストと一緒に、この特別な1年をお祝いしましょう!

東京ディズニーランド®

デイタイムパレード「ディズニー・ハーモニー・イン・カラー」

“色あざやかな、ハーモニーの世界へ”をテーマにしたこのパレードは、ディズニーの仲間たちの新たな冒険や勇気、家族のきずなや友情を、色とりどりの花びらとともにディズニー映画、ディズニー&ピクサー映画のさまざまな物語を通じて表現します。

東京ディズニーシー®

水上グリーティング「レッツ・セレブレイト・ウィズ・カラー」

40周年のテーマソングが流れる中、色とりどりの衣装に身を包んだミッキーマウスと仲間たちが登場し、ゲストの皆さまやキャストと一体となって、40周年をお祝いします。

© Disney

Q&Aでわかりやすく!

ご存知ですか?「仕事と出産・育児の両立のための制度」

働きながら妊娠・出産、育児を行う労働者の方は、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」に基づき、以下の制度を利用することができます。

※男女雇用機会均等法(橙色)、労働基準法(桃色)、育児・介護休業法(青色)で各制度を紹介しています。

妊婦健診で会社を休みたいのですが…

母性健康管理の措置(通院時間の確保)

妊産婦(妊娠中、出産後1年以内の女性)は、妊娠中や出産後の健診通院のために必要な時間を会社に申請することができます。

妊娠23週まで…4週間に1回
妊娠24週から35週まで…2週間に1回
妊娠36週から出産まで…1週間に1回
産後…医師が指示した回数

切迫流産で医師から会社を休むよう言われました。

母性健康管理の措置(指導事項への対応)

妊娠中や出産後の体調不良について医師等から指導を受けた場合は、その旨を会社に申し出て必要な措置(通勤緩和、休憩時間の延長、勤務時間の短縮や作業の制限、休業)を講じてもらうことができます。その際は「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しましょう。

妊娠中に残業続きで疲れています
育児で早退したいのですが…

母性保護・育児時間

特に医師等から指導がなくても、妊産婦は請求することにより、普段より負担の軽い業務への転換や、時間外労働、深夜業などの免除を受けることができます。
また、1歳までの子どもを育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求することができます。

産休はどれだけとれますか?

産前産後休業

出産予定日を含む6週間前(双子の場合14週間前)から、産前休業を請求することができます。
出産日の翌日から8週間は産後休業(就業禁止期間)です(妊娠4か月以上での流産・死産は産後休業の対象となります)。

妊娠報告後、育児休業は
どうすればとれるの?

個別周知、意向確認

労働者が本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た場合、会社は育児休業制度、休業申出先、雇用保険の休業給付金、社会保険料の取扱いを個別に周知し、休業取得意向を確認しなければなりません。

育児のために休業がしたいのですが…

育児休業

子どもが1歳の誕生日の前日までの希望する期間、男女とも休業できる制度で1か月前までに書面で会社に申し出ることで1歳の間で2回休業を取得することができます。
保育所等に入所できない等の場合は、1歳6か月、2歳までの間で各々1回取得することができます(1歳以降の休業の場合、2週間前までに書面の申出が必要です)。

短い期間で休業したい。

出生時育児休業(産後パパ育休)

子どもの出生後8週間以内に4週間まで2回に分割して休業することができます。

両親一緒に休めますか?

パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで休業を取得することができます。

子どもが熱を出したので当日申請で会社を休めますか…

看護休暇

小学校入学前まで、看護が必要な子ども1人につき1年に5日まで、子どもが2人以上の場合は年10日まで、年次休暇とは別に、1日単位または、時間単位で看護休暇を取得することができます。

長時間の残業はできない…

時間外労働の制限

子どもが小学校入学前まで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができる制度で、1か月以上1年以内の期間で何度でも会社に申し出ることが可能です。1か月前までに書面で申し出ます。

夜勤を免除してほしい。

深夜業の制限

子どもが小学校入学前まで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができる制度で、1か月以上6か月以内の期間で何度でも会社に申し出ることが可能です。1か月前までに書面で申し出ます。

残業を免除してほしい。

所定外労働の制限

子どもが3歳になるまで、残業を免除することができる制度で、1か月以上1年以内の期間で何度でも会社に申し出ることが可能です。
1か月前までに書面で申し出ます。

保育園の送迎のため
短時間で勤務したい。

育児短時間勤務

会社は、子どもが3歳まで、1日6時間勤務を可能とする短時間勤務制度を講じることが義務づけられています。申出手続きは勤務先の定めによります。

こんな時に妊娠して困ると言われます…

ハラスメント防止措置

上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることが事業主に義務づけられています。

出産や産休、育休で休むなら辞めてと言われない?

不利益取扱いの禁止 NG!

母性健康管理措置、母性保護、産前・産後休業、育児休業等の制度の申出や取得を理由とした解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いは禁止されています。
また、妊娠中及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は原則として無効です。

妊娠中の女性に適用される制度等は「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」をご参考ください!

お問い合わせ
ひと、くらし、みらいのために
福井労働局 雇用環境・均等室 0776(23)3947
福井労働局 検索

ご確認ください！

整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方

整骨院・接骨院（柔道整復師）にかかる場合、「協会けんぽ」から柔道整復師に対し、療養費として治療費の一部が支払われます。

しかし、整骨院・接骨院による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合がありますので、以下に基づきご確認をお願いします。

健康保険の対象となる場合

●急性などの外傷性の打撲・捻挫・
および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）。

健康保険の対象とならない場合

- ●単なる肩コリ、筋肉疲労
- ●慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ●病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ●脳疾患後遺症などの慢性病
- ●過去の交通事故等による後遺症
- ●症状の改善の見られない長期の治療
- ●医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ●仕事中や通勤途上におきた負傷

※「健康保険が使える」と説明を受け、整骨院・接骨院を受診されても、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。

治療を受けるときの注意事項

❶負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。
外傷性でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合、または通勤途上の負傷は健康保険は使えません。
また、相手がいる交通事故等、第三者による行為で健康保険を使用する場合は、速やかに届出が必要です。

❷療養費支給申請書に記載された診療内容をよく確認し、必ず自分で署名を！

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。
委任欄に署名する場合は、初めに傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

❸領収証をもらいましょう

領収証は必ずもらいましょう。領収証は医療費控除を受ける際に必要になりますので大事に保管してください。

❹治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

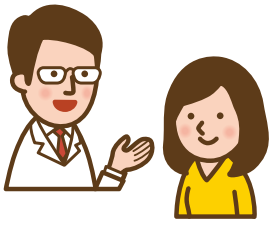

❺「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です！

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります！

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や不適切な請求も一部に見受けられます。
そのため、施術を受けたご本人宛てに、「協会けんぽ」より負傷原因、負傷の部位、治療年月日、治療内容などを電話または文書で照会させていただくことがあります。

令和6年10月から
短時間労働者（パート・アルバイト）の方の社会保険の適用範囲がさらに広がります!

対象となる企業

現在 従業員数 **101人以上** → 令和6年10月～ 従業員数 **51人以上**

対象となる企業（従業員数）と義務化となる時期

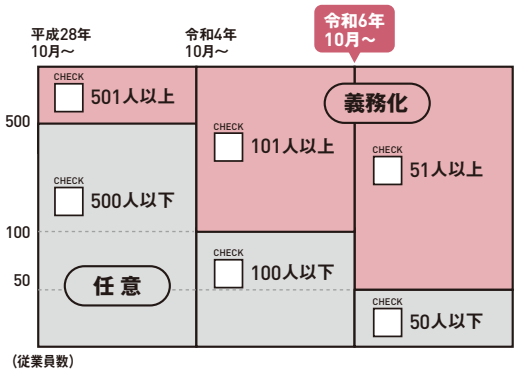

短時間労働者に対する社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大が進められ、令和4年10月以降は従業員101人以上の企業で週20時間以上働く方は、加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに広がり、令和6年10月からは従業員51人以上の企業で働く短時間労働者も加入対象となります。

従業員51人以上の企業とは?

適用事業所で厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない）の総数※が1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数の総数となります。

51人以上の企業（特定適用事業所）のほか、51人以上に満たない企業であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所（任意特定適用事業所）になることができます。

加入対象となる短時間労働者の要件は?

特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤務し、次の条件すべてに該当する方が加入対象となります。

- CHECK ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- CHECK ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- CHECK ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- CHECK ☐ 学生ではない

詳しくはコチラから!

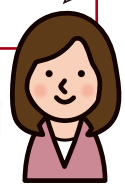

●適用拡大特設サイト

●日本年金機構ホームページ 日本年金機構 適用拡大 検索

令和6年10月までに必要な準備

来年の適用拡大に向けて今から準備を始めましょう!

STEP 1 加入対象者の把握
上記要件に該当する従業員を把握し、適用拡大への対応方針を決定しましょう。

STEP 2 社内周知
法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内の周知に努めましょう。

STEP3 従業員とのコミュニケーション
必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

STEP 4 書類の作成・届出
新たに加入する方について、被保険者資格取得届の手続きが必要です。

専門家活用支援事業のご案内 無料

適用拡大に関して豊富なノウハウを持つ社会保険労務士を、年金事務所を通じて無料で派遣します。

適用拡大に向けた準備の検討や従業員への説明サポート、手続きに関するアドバイスなど、気軽に相談できます!

早めの申し込みがおすすめです!

- 適用拡大に向けた準備の検討
- 従業員への説明サポート
- 手続きに関するアドバイス

STEP 1 年金事務所へ電話
年金事務所の職員が、派遣依頼届の提出など、ご利用の流れを説明します。

STEP 2 派遣依頼届の提出
「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へ提出します。

STEP3 日程・内容等の調整
県代表である福井年金事務所と、日程や内容等の調整を行います。

STEP 4 説明会等の実施
決定した日時、場所に社会保険労務士が訪問し、相談に応じます。

お問い合わせ 日本年金機構 Japan Pension Service
県内年金事務所 福井 0776(23)4518 武生 0778(23)1126 敦賀 0770(23)9904
日本年金機構 検索

シリーズ ～出産・育児にまつわる年金のはなし～

産前産後休業・育児休業・就業（養育）時に必要な手続きや「保険料・標準報酬月額」について、シリーズでお伝えします！

Vol.1 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間とは、出産予定日以前42日（多胎妊娠は98日）から、出産日の翌日以降56日までの間で、妊娠または出産を理由として労務に服さなかった期間をいい、期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主からの届出により被保険者分・事業主分ともに免除されます。

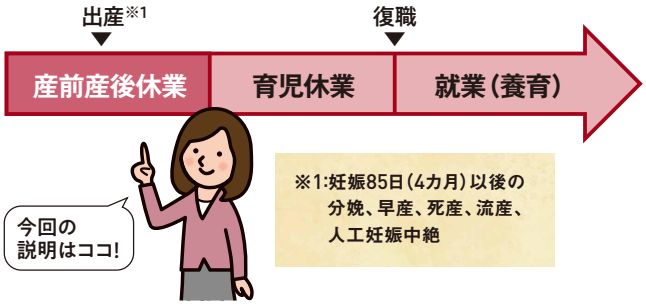

※1:妊娠85日（4カ月）以後の分娩、早産、死産、流産、人工妊娠中絶

①届出が必要です！

- 被保険者が産前産後休業を取得することを申し出たとき、事業主は産前産後休業期間中または産前産後休業終了日から起算して1カ月以内に「産前産後休業取得者申出書」を提出します。
- 事業主は、実際の出産日が予定日と異なり、届出した産前産後休業期間が変更になったとき、または終了予定年月日よりも前に産前産後休業を終了したときは、再度「産前産後休業取得者変更（終了）届」（「A.変更」欄または「B.終了」欄を記入）を提出します。

【産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届】

ポイント

産前産後休業の届出様式は「取得申出書」と「変更（終了）届」が統合され、「産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届」となりました。

②保険料免除期間

- 産前産後休業開始月から、産前産後休業終了年月日の翌日が属する月の前月分までの保険料が免除されます。

ポイント

保険料は日割りで計算されるのではなく、月単位で計算されます。

【保険料免除期間の例】

休業開始（9月4日）　出産（予定日）（10月15日）　休業終了・復職（12月10日）

9月	10月	11月	12月	1月
免除	免除	免除	免除されない	免除されない

③産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定（育児休業を取得せずに職場復帰した場合）

- 通常の随時改定とは異なり、産前産後休業終了時に当該休業に係る子を養育している被保険者が右表の要件に該当する場合、被保険者からの申出を受けた事業主が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出することで標準報酬月額の改定が行われます。
- 新しい標準報酬月額は、産前産後休業終了年月日の翌日が属する月以降3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき決定され、その翌月（4カ月目）から適用されます。

！ 産前産後休業終了年月日の翌日に職場復帰せず、育児休業等を取得した場合は、改定の対象となりません。

【通常時の随時改定（月額変更）との比較】

要　件	通常時	産前産後休業終了時（ポイント）
固定的賃金の変動	必用	必要なし
従前の標準報酬月額との等級差	2等級以上	1等級以上
支払基礎日数※2	3カ月ともに17日以上	少なくとも1カ月は17日以上

※2：短時間労働者等で3カ月とも17日未満の場合
→ 所定労働時間・日数が通常の労働者の3/4以上の被保険者は15日以上17日未満
→ 所定労働時間・日数が通常の労働者の3/4未満の方で、特定適用事業所に使用されている被保険者は11日以上

お問い合わせ　日本年金機構 Japan Pension Service
県内年金事務所　福井 0776(23)4518　武生 0778(23)1126　敦賀 0770(23)9904
日本年金機構　検索

新発見！ 再発見！

Discover ふくい

表紙の場所は…
西山公園（鯖江市）

福井県観光連盟主催
インスタグラムフォトコンテストより

撮影／aa.a.a.4さん

毎年、色鮮やかな紅葉のグラデーションが楽しめる西山公園。でも、子どもたちの目線はずっと地面へ。落ち葉をシャカシャカ踏みながら、どんぐり拾いに一生懸命です。
（2022年11月19日撮影）

福井県観光連盟
公式インスタグラム

ねんきんシニアライフセミナーを開催いたします!!

定年を迎え、その後の雇用を保証する継続雇用制度をはじめ、これからの生活を充実したものにするために知っておくべき雇用保険・健康保険制度、受け取る年金のしくみや請求手続きなど、生活設計の一助となる情報を共有することを目的としてセミナーを開催いたします。お気軽にご参加ください。

●実施要領

内 容	①退職後の雇用保険・健康保険 ②年金のしくみと年金請求手続き
講 師	①青垣幹夫氏（青垣労務管理事務所所長） ②日本年金機構年金事務所
参加対象者	会員事業所に勤務する被保険者及びその配偶者、事務担当者
受講料	無料（非会員の受講はできません。）
定 員	各会場とも、下記開催会場の定員の通り（申込受付順） ※締切後ハガキにてご連絡いたしますので、当日のご持参をお願いします。

●開催日時・会場

日時	開催時間	会 場	定員	所在地
11月15日（水）	13:30～16:00	福井県自治会館「201研修室」	45名	福井市西開発4-202-1
11月20日（月）		サンドーム福井管理会議棟「201・202会議室」	45名	越前市瓜生町5-1-1
11月22日（水）		敦賀市中郷公民館「大会議室（2階）」	24名	敦賀市羽織町36-1

申し込み方法

申込書はホームページからダウンロード!

ホームページ 》事業案内 》
広報活動事業 》
制度普及啓発事業 》
ねんきんシニアライフセミナー 》
お申込はコチラ

●申込受付／令和5年10月16日（月）～11月6日（月）
●申込方法／申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXでお申し込みください。

※お申し込みいただいた内容（個人情報等）はねんきんシニアライフセミナー以外の目的で利用することはありません。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内（10～12月）

予約受付専用電話へ

時間／8:30～17:15
※月曜（休日の場合は週初めの平日）は19:00まで
※第2土曜は9:30～16:00
休み／土・日曜、祝日
※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ電話ご予約のうえ、当日は必ず予約時間までにお越しください

（注）12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

勝山市民会館	11月9日㈭ 12月14日㈭	10:00～15:30 10:00～15:30
大野商工会議所	10月26日㈭ 11月30日㈭ 12月28日㈭	10:00～15:30 10:00～15:30 10:00～15:30
小浜市文化会館4階（小浜市役所横）	10月26日㈭ 11月9日㈭・21日㈫ 12月14日㈭・28日㈭	10:00～15:00 10:00～15:00 10:00～15:00

年金相談の予約をご利用ください!
〈受付時間〉月～金（平日）8:30～17:15

予約受付専用電話 **0570-05-4890**（ゴ ヨ ヤ ク ヲ）

福井年金事務所 0776（23）4518（自動音声案内）
武生年金事務所 0778（23）1126（自動音声案内）
敦賀年金事務所 0770（23）9904（自動音声案内）

令和5年10月13日　〈記事提供〉厚生労働省福井労働局、日本年金機構 福井・武生・敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部
〈発　　行〉一般財団法人 福井県社会保険協会　〈制　　作〉株式会社 ウララコミュニケーションズ